

地盤工学会中国支部表彰規程

平成 21 年 2 月 25 日制定

(平成 26 年 2 月 21 日変更)

(平成 27 年 2 月 18 日変更)

(平成 29 年 2 月 21 日変更)

(総則)

第 1 条 この規程は、地盤工学の学術並びに技術の発展と学会支部活動の活性化に寄与することを目的に、地盤工学会中国支部において優れた業績を表彰するために定めたものである。

(表彰委員会)

第 2 条 地盤工学会中国支部賞（以下「中国支部賞」という）の授賞候補を審査し、受賞者を決定及び表彰する業務を担当するために、地盤工学会中国支部表彰委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の運営)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員 14 名の計 15 名で構成し、委員長には、副支部長（大学関係者）が当たるものとする。

2. 委員会の構成員は、別表 1 のとおりとし、支部長が任命する。
3. 委員の任期は一年とし、総会における表彰の報告をもって任期を終了する。なお、委員の再選は妨げない。

(中国支部賞の構成)

第 4 条 表彰は、中国支部賞を授与して行う。中国支部賞は、「地盤と建設」論文賞、「地盤工学セミナー」報告賞および技術賞の 3 部門からなり、次の 4 つの中国支部賞で構成する。

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 「地盤と建設」論文賞 | 「地盤と建設」論文賞
「地盤と建設」論文奨励賞 |
| (2) 「地盤工学セミナー」報告賞 | |
| (3) 技術賞 | |

(「地盤と建設」論文賞)

第 5 条 「地盤と建設」論文賞は、論文報告集「地盤と建設」の投稿区分「論文報告」に掲載された論文を対象とし、地盤工学に関する学術の進展に顕著な貢献をしたと認められる論文の著者に授与する。

(「地盤と建設」論文奨励賞)

第6条 「地盤と建設」論文奨励賞は、論文報告集「地盤と建設」の投稿区分「論文報告」に掲載された論文を対象とし、第5条における「地盤と建設」論文賞の受賞者以外で、地盤工学に関する学術の進展に顕著な貢献をしたと認められる若手の論文著者（第一著者が論文募集締切時に35歳以下の者）に授与する。

(「地盤工学セミナー」報告賞)

第7条 「地盤工学セミナー」報告賞は、「地盤工学セミナー」報告会におけるポスター発表の中から特に優秀とみなされるものを対象とし、発表者に授与する。ただし、セミナー報告の内容のポスター発表も対象とする。

(技術賞)

第8条 技術賞は、中国地方で活用された技術あるいは実施された事業のうち、地盤工学的観点から技術的に高度なものを対象とし、原則として団体に授与する。

(中国支部賞の推薦)

第9条 「地盤と建設」論文賞、「地盤と建設」論文奨励賞の推薦は、「地盤と建設」編集委員長が行う。

2. 「地盤工学セミナー」報告賞の推薦は、開催地域の代表地域幹事が行う。
3. 技術賞の推薦は、技術賞選考委員長が行う。

(中国支部賞の審査)

第10条 中国支部賞の推薦の結果を受けて、委員会が審査を行う。委員会における審査方法は、投票を基本とし、選考方法の妥当性や評価点、講評内容に着目し、別途定める審査細則に基づいて行う。

2. 中国支部賞の受賞候補者及び受賞候補関係者は該当する賞の審査に加われない。
3. 委員会による審査は、原則としてメール審議により行う。

(中国支部賞の決定)

第11条 委員会は、審査結果をもとに中国支部賞を決定する。

(中国支部賞の表彰)

第12条 委員長は、評議員会および通常総会において、審査結果と受賞者を報告する。中国支部賞の授与（賞状および記念品の授与）は、原則として、通常総会において支部長が行う。

(付則)

- ・この規程は、平成 21 年 2 月 25 日より施行する。
- ・この規程の改正は、評議員会の議決による。
- ・平成 19 年 4 月 30 日制定の「(社)地盤工学会中国支部 支部賞に関する内規」は、本規程に包含したので、これを廃止する。
- ・一部変更後のこの規程は、平成 26 年 2 月 21 日より施行する。
- ・一部変更後のこの規程は、平成 27 年 2 月 18 日より施行する。
- ・一部変更後のこの規程は、平成 29 年 2 月 21 日より施行する。

別表1

地盤工学会中国支部 表彰委員会構成員

役職	支部役員	備考
委員長	副支部長	
委員	技術賞選考委員長	
"	「地盤と建設」編集委員長	
"	「地盤工学セミナー報告会 開催地域の担当幹事	
"	「工事報告会」担当幹事（代表）	
"	広島地域幹事	
"	広島地域幹事	
"	岡山地域幹事	
"	岡山地域幹事	
"	山口地域幹事	構成員は、正、副代表幹事を原則とする。
"	山口地域幹事	
"	島根地域幹事	
"	島根地域幹事	
"	鳥取地域幹事	
"	鳥取地域幹事	

※表彰委員長は、副支部長（大学関係者）が受け持つ

※委員会事務局は、支部事務局が受け持つ

※推薦に関わった者及び応募者は審査に加われない